

宇治市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 9 月 25 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

令和元年度の教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

報償費支出状況（教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

委託料支出状況（教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター及び大久保青少年センターにおける事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和2年5月11日から6月10日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年6月30日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 教育支援課

- (1) 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

### 2 善法青少年センター

- (1) 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
支出負担行為の遅れが見受けられた。

### 3 河原青少年センター

- (1) 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

### 4 大久保青少年センター

- (1) 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。

## 第7 要望事項

例年、年度当初に開催されている新任庶務担当者研修は、新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年度は中止された。については、新任庶務担当者育成のため、各所属において実践を通じた職場研修に鋭意取り組まれ、確実な事務の執行に努められたい。